

ED

11.7.10

大正11年7月6日

No. 1

更に不正狸堀の檢舉

田川で封鎖された四十坑
二百八十の坑夫失業

鑛業法違反
前報告ノ續キ

田川鑛山は、不正狸堀の多量に鑛業法違反として、封鎖された四十坑を以て、二百八十の坑夫を失業せしめた。このうち、鑛業法違反の坑は、田川鑛山の坑夫の約半に達する。このうち、鑛業法違反の坑は、田川鑛山の坑夫の約半に達する。このうち、鑛業法違反の坑は、田川鑛山の坑夫の約半に達する。

隔岡縣で一年に二百回 次第に殖た小作爭議

争因は深刻味を帯て來た

隔岡縣の小作爭議は、一年に二百回に達した。このうち、争因は深刻味を帯て來た。このうち、争因は深刻味を帯て來た。このうち、争因は深刻味を帯て來た。このうち、争因は深刻味を帯て來た。

第拾六回報告

福岡縣下粕屋鑛業會 隔岡縣下粕屋鑛業會 隔岡縣下粕屋鑛業會

右三郡内之福岡炭坑、姪濱炭坑、海軍所屬新原炭坑、粕屋炭坑、

龜山炭坑、久原炭坑、勝白炭坑、篠栗炭坑、月隈炭坑、九炭坑、

坑ニシテ押ノ賃銀元ノ如シ

採炭吏 一月八三九 一月五九〇 任線吏 一月八一三 一月一六〇

坑内棹取 二月五七〇 一月一六六 坑外棹取 一月四九〇 一月〇三二

撰炭吏 〇月九五七 〇月六〇〇 積込吏 一月三一〇 〇月九三三

職工 一月三八〇 一月二〇〇 大工 一月五八四 一月三六四

雜役吏 一月〇七八 〇月七二五

最高一人当り一月四四三 最低一人当り一月〇八一

最高最低一人当り平均 全管内貳拾六坑ノ平均賃銀五元

全管内貳拾六坑ノ平均賃銀五元